

イスラエル国
特許・意匠法における意匠規定

新規特許の付与，特許及び意匠の登録一般及び工業所有権に関する国際条約の要件を
規定する法

目次

第 1 条 略称

第 1 部 序

第 2 条 解釈

第 3 条 特許及び意匠の登録

第 2 部 特許(廃止)

第 3 部 意匠

第 30 条 意匠登録出願

第 31 条 新規の類における意匠登録

第 32 条 登録証

第 33 条 登録に基づく意匠権

第 34 条 [特許意匠法(改正)5712 - 1952 により廃止]

第 35 条 登録意匠の閲覧

第 36 条 意匠登録の取消

第 37 条 登録意匠の侵害

第 38 条 [特許，意匠及び商標法(適用)5708 - 1948 により廃止]

第 4 部 一般規定

第 39 条 特許を使用する政府の権利

第 40 条 登録簿の閲覧及び登録簿からの抜粋

第 41 条 明細書，図面等の公表の禁止

第 42 条 誤記を訂正する登録官の権限

第 43 条 登録簿における譲渡及び移転の登録

第 44 条 裁判所による登録簿の更正

第 45 条 登録官による自由裁量権の行使

第 46 条 費用

第 47 条 登録官に対する証拠

第 48 条 証拠となる登録官の証明書

第 49 条 未成年者，心神喪失者等による宣言

第 50 条 特許代理人の登録

第 51 条 審判請求

第 52 条 国際条約による出願

- 第 52A 条 船舶，航空機及び陸上車両に関する特別規定
- 第 53 条 1919 年公告第 136 号に基づいて登録された特許及び意匠
- 第 54 条 オットマン特許
- 第 55 条 違法行為
- 第 56 条 規則

第 5 部 特別緊急規定

- 第 57 条 第 5 部の適用
- 第 58 条 特許付与及び意匠登録の制限
- 第 59 条 審判請求
- 第 60 条 審判請求委員会
- 第 61 条 外国出願の提出制限
- 第 62 条 発明の使用許可
- 第 63 条 補償
- 第 64 条 ロイヤルティ
- 第 65 条 補償・ロイヤルティ委員会
- 第 66 条 委員会手続
- 第 67 条 ペナルティ
- 第 68 条 特定条文の効果の停止

第1条 略称

本法は、特許意匠法という。

第1部 序

第2条 解釈

本法において、文脈上、他に必要とされない限り、

「物品」とは、意匠に関して、製造物品及び物質であって、人工若しくは天然の、又は部分的に人工の及び部分的に天然のものを意味する。

「意匠権」とは、意匠が登録された類において物品に意匠を適用する排他的権利を意味する。

「裁判所」とは、本法の規定によって定められた事項における管轄権を有する裁判所を意味し、又は裁判所が定められていない場合には、控訴裁判所としての最高裁判所を意味する。

「意匠」とは、手作業であるか、機械的若しくは化学的であるか、又は分離若しくは結合であるかに拘らず、工業的方法又は手段によって物品に適用された形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造的形態若しくは原理又は実質的に単なる機械装置であるものを除く。

「地方裁判所」とは、本法に基づく管轄権を行使することを法務大臣の命令によって任命された地方裁判所を意味する。

「発明」とは、新規の製品若しくは商業商品又は既に発見され、知られ、若しくは使用されている手段の、工業又は製造のための新規の方法による適用を意味する。

「発明者及び出願人」は、本法の規定に従うことを条件として、死亡した発明者又は出願人の法定代理人も含む。

「法定代理人」とは、裁判所によって任命された遺言執行者若しくは遺産管理人又は遺言執行者若しくは遺産管理人が存在しない場合は適用可能な相続法に基づいて死亡者の負債の返済義務を負う者を意味する。

「特許」とは、発明の特許証を意味する。

「特許権者」とは、その時点で登録簿に特許の被付与者又は特許の所有者として登録されている者を意味する。

「特許代理人」とは、イスラエル又はその他の場所で、特許出願又は特許取得の事業を営んでいる個人、企業又は会社を意味する。

「新規性又は創作性のある意匠の所有者」

(その1) 意匠の創作者が無効約因をもって他人のためにその創作物を作成した場合、当該意匠の作成の受益者である当該他人

(その2) 何人かが意匠又は物品に意匠を適用する権利を、他人から排他的であるか否かに拘らず取得した場合、意匠又は権利がそのように取得された点及びその範囲において、意匠又は権利をそのように取得した者

(その3) その他の場合は、意匠の創作者。また、意匠の所有権又は意匠を適用する権利が原所有者から他人に移譲された場合、当該他人を含む。

第3条 特許及び意匠の登録

(1) 本法に基づいて特許登録簿及び意匠登録簿を置き、エルサレムの法廷又は命令により法

務大臣によって随時指定されるその他の場所に保管されるものとする。

(2) 特許登録簿は特許の被付与者及び…第 54 条の規定に従って特許権者として登録された者の名称及び住所を含むものとし、特許についての譲渡、ライセンス、修正及び廃止の通知並びに所定の他の事項も含むものとする。

(3) 意匠登録簿は登録意匠の所有者の名称及び住所、意匠登録についての譲渡、ライセンス、取消の通知並びに所定の他の事項を含むものとする。

(4) 法務大臣によって任命される特許・意匠登録官(本法では「登録官」と称する)を置き、登録官が随時決定する際に、法務大臣の認可を伴って、職員及び書記官の補佐を受けるものとする。

(5) 特許登録簿及び意匠登録簿は、反証がない場合には、本法により登録を指示され、又は認可された事項の証拠となるものとする。

第 2 部 特許(廃止)

第3部 意匠

第30条 意匠登録出願

- (1) 登録官は、イスラエルにおいて先に公表されていない新規性又は創作性のある意匠の所有者であることを主張する者の、所定の様式及び方法でなされた出願に対して、この部に基づき意匠を登録することができる。
- (2) 同一の意匠は2以上の類において登録することができ、意匠が登録されるべき類に関して疑義がある場合には、登録官が当該問題について決定することができる。
- (3) 登録官は、適切であると認める場合、登録を求めて登録官に提示された如何なる意匠の登録も拒絶することができる。また、登録官の見解により、その使用が法律、公序良俗に反する意匠の登録を拒絶するものとする。
- (4) 出願人の懈怠又は怠慢により、所定の期間内に登録を行うことができなかつた出願は、放棄されたものとみなす。
- (5) 意匠は登録の際、登録出願日の日付で登録されるものとする。

第31条 新規の類における意匠登録

意匠が商品の1又は複数の類に登録された場合、当該意匠の所有者が、当該意匠を1又は複数の別の類において登録する申請は、次の理由によって拒絶されず、また、既になされた登録も無効とならないものとする。

- (その1) 意匠が先に登録されたということのみを根拠として、新規性又は創作性のある意匠ではないという理由、又は
- (その2) 意匠が先に登録された類の商品に適用されたことのみを根拠として、当該意匠はイスラエルにおいて以前に公表された意匠であるという理由。ただし、かかる後続の登録が、以前の登録から生じる意匠権の期間を超えて延長しないことを条件とする。

第32条 登録証

- (1) 登録官は、意匠が登録されたとき、意匠権者に登録証を付与するものとする。
- (2) 登録官は、原登録証の紛失の場合又は登録官が便宜と認めるその他の場合に、1又は複数の登録証の写しを提供するものとする。

第33条 登録に基づく意匠権

- (1) 意匠が登録された場合、意匠権者は、本法の規定に従うことを条件として、登録の日から5年間当該意匠権を有するものとする。
- (2) 前記5年間の満了前、所定の期間内に意匠権の期間延長を求める申請が所定の方法で登録官になされた場合、登録官は、所定の手数料の納付によって、当初の5年間の満了から2期目の5年間、意匠権の期間を延長するものとする。
- (3) 当該2期目の5年間の満了前、所定の期間に意匠権の期間延長を求める申請が所定の方法で登録官になされた場合、登録官は、本法に基づく規則に従うことを条件として、かつ、所定の手数料の納付によって、2期目の5年間の満了から3期目の5年間、意匠権の期間を延長するものとする。

第 34 条 [特許意匠法(改正)5712 - 1952 により廃止]

第 35 条 登録意匠の閲覧

(1) 意匠権の存続期間中, 又はそれよりも短い所定の意匠登録から 2 年以上の期間, 意匠は, 意匠権者若しくは書面によって意匠権者から権原を付与された者又は登録官若しくは裁判所によって権原を付与された者によることを除き, 閲覧に供されない。

(2) 意匠権の満了後又は前記よりも短い期間の後, 意匠は公衆の閲覧に供されるものとし, 所定の手数料の納付によって, 何人もその写しを取得することができる。

(3) 商品の異なる類に対して本条に基づいて異なる期間を規定することができる。

第 36 条 意匠登録の取消

利害関係人は何人も, 如何なる時でも, 登録日に先立ってイスラエルにおいて意匠が公開されていたことを理由として, 当該意匠登録の取消を登録官に申請することができる。

第 37 条 登録意匠の侵害

(1) 意匠権の存続期間中, 次に挙げる行為は何人においても違法行為である。

(その 1) ライセンス又は意匠権者の書面による同意がある場合を除き, 販売の目的で, 意匠が登録された商品の類における物品に, 当該意匠の詐欺的若しくは明白な模倣を適用すること, 又は意匠を前記のように適用することを目的として, 行動すること。

(その 2) 当該意匠又はその詐欺的若しくは明白な模倣が意匠権者の同意を得ずに物品に適用されたことを知りながら, 当該物品を公表し, 又は販売のために陳列すること。

(2) 本条に違反して行為者は, 意匠権者に対して, すべての違反ごとに予定損害賠償額として 50 ポンド以下の額を支払う責めを負い, 又は意匠権者が, 当該違反に対して損害の回復を求めて, 及び違反の繰返しに対する差止命令を求めて訴訟を提起することを選択する場合, 当該違反者は, 裁定された損害賠償金を支払い, 差止命令に応じて差し止められる責めを負うものとする。

ただし, 1 の意匠に関する予定損害賠償額は, 総額 100 ポンド以下とする。

第 38 条 [特許, 意匠及び商標法(適用)5708 - 1948 により廃止]

第4部 一般規定

第39条 特許を使用する政府の権利

特許はイスラエル政府に対して、他の何人に対して有すると同様の効果を有するものとする。ただし、財務大臣の承認を伴って、政府部門と特許権者の間で合意する期間又は合意がない場合は最高裁判所長官若しくは長官によって指名された審判員によって定められた期間、特許を政府部門が利用できることを条件とする。

第40条 登録簿の閲覧及び登録簿からの抜粋

本法に基づき保管されているすべての登録簿は、本法の規定に従うことを条件として、いつでも公衆の閲覧に供されるものとし、当該登録簿の何らかの登録事項に関する特許登録局の印章を捺印した認証謄本は、所定の手数料の納付によって、それらを請求する何人に対しても公布されるものとする。

第41条 明細書、図面等の公表の禁止

(1) 特許出願が放棄され、又は無効となった場合、当該出願に付随して、又は関連して提出された明細書及び図面(ある場合)は、本法に別段の明確な定めがある場合を除き、如何なる時でも、公衆の閲覧に供され、又は登録官によって公開されないものとする。

(2) 意匠出願が放棄され、又は拒絶された場合、当該出願及び当該出願に関連して提出された図面、写真、透視図、表示又は見本は、如何なる時でも、公衆の閲覧に供され、又は登録官によって公開されないものとする。

第42条 誤記を訂正する登録官の権限

登録官は、所定の手数料を伴う書面による請求に応じて、以下の訂正をすることができる。

(その1) 特許出願における若しくは関連する又は特許若しくは明細書における誤記の訂正

(その2) 意匠の登録に関連する特定の商品の全部又は一部の意匠の登録取消

(その3) 意匠の表示若しくは特許若しくは意匠の所有者の名称若しくは住所又は特許登録簿若しくは意匠登録簿に記入されたその他の事項における誤記の訂正

第43条 登録簿における譲渡及び移転の登録

(1) 何人かが譲渡、移転、ライセンス又はその他の法律の運用によって特許若しくは登録意匠の意匠権又はそれらに関する権益を取得する権原を得た者は、自身の権原について登録することを登録官に申請するものとし、登録官は、自身の納得する権原の証拠に基づいて、当該申請者を特許権者又は意匠権者として登録し、当該権原に影響を及ぼし又は当該権益を発生させる証書の登録簿への登録を生じさせるものとする。

(2) 特許権者又は意匠権者として登録された者は、本法の規定及び他人に付与されている登録簿上に示される権利に従うことを条件として、特許又は意匠を譲渡し、特許又は意匠についてのライセンスを許諾し、又はその他の方法で特許又は意匠を取引し、かつ、当該譲渡、ライセンス又は取引の対価についての有効な領収書を発行する絶対的な権限を有するものとする。

(3) 第44条に基づいてなされた出願を除いて、裁判所の別段の指示がない限り、(1)及び(2)

の規定に従って登録簿に登録されなかった書類又は証書は、裁判所において特許若しくは意匠権又はそれらに関する権益に対する権原の証明において証拠として認められないものとする。

第44条 裁判所による登録簿の更正

(1) 地方裁判所は、特許若しくは意匠の登録簿における登録事項の不挿入若しくは脱漏、当該登録簿に十分な原因なしになされた登録、当該登録簿に不当に残存している登録、又は当該登録簿における登録事項の誤記若しくは瑕疵による被害者の申請があったときは、裁判所が適切であると考えた当該登録事項の登録、削除又は変更を命令することができる。

(2) 裁判所は、本条に基づく如何なる手続においても、登録簿の更正に関連して決定することが必要又は便宜である如何なる疑義も決定することができる。

(3) 本条に基づく申請の所定の通知は、登録官に当該申請に関して出頭し、聴聞を受ける権利を有し、かつ、裁判所がその旨を指示するときは出頭しなければならない登録官になされるものとする。

(4) 登録簿を更正する裁判所の如何なる命令も、当該更正の通知が所定の方法で登録官に送達されることを指示するものとし、登録官は、当該通知の受領時に、登録簿をそれに応じて更正しなければならない。

第45条 登録官による自由裁量権の行使

本法によって又は本法に基づいて、自由裁量権が登録官に与えられた場合、登録官は、出願人に聴聞の機会を与えることなしに、…特許、第54条に基づくオットマン特許の登録、明細書の修正又は意匠登録を求める出願人に不利となるような権限を行使しないものとする。

第46条 費用

登録官は、本法に基づく登録官に対する如何なる手続においても、登録官が合理的と認める費用を命令により当事者に裁定し、かつ、費用を支払うべき方法及び当事者を指示する権限を有するものとする。

第47条 登録官に対する証拠

(1) 本法に基づく規則に従うことを条件として、本法に基づく登録官に対する如何なる手続においても、証拠は、別段の指示がない場合、宣誓付宣言書によって提出されるものとする。ただし、登録官が適切であると認めるときは、登録官は、書面による証拠の代わりに、若しくはそれに追加して、口頭証拠を採用することができ、又は宣誓供述人に対して、その者の宣言書についての反対尋問を受けさせることができる。

(2) 証拠の一部が口頭によって採用された場合、登録官は、証人の出席の強制及びすべての類似事項に関して、裁判官の権限を有するものとする。

第48条 証拠となる登録官の証明書

登録官の管理下にあるとされる証明書であって、登録官が本法によってそのようになすことを授權された登録、事項、又は事柄に関する証明書は、反証がない限り、登録がなされたこと及びその内容並びに当該事項又は事柄がなされた若しくはなされたかかったことの証明とす

る。

第 49 条 未成年者，心神喪失者等による宣言

何人かが，成年にいまだ達していないことを理由として，又は心神喪失若しくはその他の行為無能力を理由として，本法によって若しくは本法に基づいて必要とされ，若しくは許可される宣言又は行為を行うことができない場合，後見人，補佐人又は法によりそれらの者の代理する権原を付与された者が，当該宣言又は状況が許す限りそれに対応する宣言を行うことができ，また，行為無能力の対象となる者の名義で当該行為を行うことができる。

第 50 条 特許代理人の登録

(1) 何人も，特許代理人の登録簿に特許代理人として登録されない限り，特許代理人として業務を行い，自己を特許代理人として記述し，又は称してはならない。

(2) 何人も，本条の規定に違反したときは，違法行為の責めを負い，20 ポンドの罰金を科されるものとする。

(3) 本条の如何なる規定も，イスラエルにおいて弁護士として業務を行うライセンスを得ている者が，書類を特許及び意匠の登録局に提出すること又は手続及び出願において，他人の代理で出頭することを妨げてはならないものとする。

(4) 特許代理人の登録簿は，登録官によって保管されるものとし，登録官はあらゆる登録に関して定められた手数料を課す権原を有するものとする。

第 51 条 審判請求

(1) 特許及び意匠における意匠権の侵害訴訟は，地方裁判所の管轄に属する。

(2) 次の事項のいずれかに関する登録官の決定に対する審判請求は，地方裁判所に属するものとする。

(その 1) 特許明細書の受理の拒絶

(その 2) …

(その 3) オットマン特許の登録拒絶(第 54 条)

(その 4) 特許付与の異議申立に関する決定

(その 5) 特許の回復を求める申請の却下

(その 6) 明細書又は特許の修正に関する命令

(その 7) 意匠登録の拒絶

(その 8) 意匠登録の取消申請についての命令

(3) 当該すべての審判請求は，登録官の決定の日付から 1 月以内に裁判所事務局に提出される審判請求書によって行われるものとする。

第 52 条 国際条約による出願

(1) 本条において，「条約」とは，1911 年，1925 年及び 1934 年に改正された 1883 年工業所有権の保護に関する国際条約を意味する。

(2) 当該条約の加盟国において，特許出願又は実用意匠若しくは意匠の登録出願を行った者及びその承継人は，同一の発明に関する特許又は同一の意匠の登録を，本条の規定に従って，イスラエルにおいて出願することができる。また，その行為により，その出願は，前述のよう

に、本出願に後続する他の出願に対して、優先権を有するものとする。

(3) (2)に基づく出願は以下の期間に行われるものとする。

(その1) 特許の場合には、条約の加盟国の1における同一の発明に関して、最初の特許出願又は最初の実用意匠登録出願から12月以内、

(その2) 意匠の場合には、条約の加盟国の1における当該意匠の最初の登録出願から6月以内

(4) (2)に基づく特許出願は、1又は複数の条約加盟国における2以上の出願を基礎とすることができるが、それらが同一の発明に関連することを条件とする。

(5) 第11条(1)(b)、第11条(1)(d)、第22条(2)(b)(iii)、第26条、第30条(1)及び第36条の規定の適用上、外国での出願日は、(2)に定義されているように、場合に依じて、イスラエルにおける特許又は意匠登録の出願日とみなす。出願が2以上の外国出願を基礎としている場合には、本項の規定は、発明の各部分に関して、当該部分に関連する外国出願の日付をいうものとみなす。

(6) (2)に基づく特許出願が発明者以外の者によってなされた場合、登録官の納得のいくように自身が発明者であることを立証する者は、特許の付与後1年以内に、特許証及び明細書において記名されることを請求することができるが、当該記名は如何なる権利も与えるものではなく、特許によって付与される如何なる権利にも影響を及ぼさないものとする。

第52A条 船舶、航空機及び陸上車両に関する特別規定

(1) 本条の規定に従うことを条件として、特許権者の権利は、以下の場合、侵害されたとみなされないものとする。

(その1) 外国船舶の船上で、船体又は機械、索具、装置若しくはその他の付属物における特許発明の使用で、当該船舶が一時的に又は偶発的にのみイスラエルの(管轄権を有する)領海に進入し、かつ、当該発明が当該船舶の実際の必要性のためにのみ使用される場合

(その2) 外国の航空機又は陸上車両若しくはその付属物の構造又は機能に関する特許発明の使用で、当該航空機又は陸上車両がイスラエルに一時的又は偶発的にのみ進入する場合

(2) 本条は以下の外国の船舶、航空機及び車両にのみ適用されるものとする。

(その1) 第52条にいう条約の加盟国、又は

(その2) Reshumot(イスラエル国の公式記録及び法律に関する公報)において公告された命令によって、法務大臣が、その国の法律が当該国又は当該領海に進入するイスラエルの船舶、航空機及び車両に類似の権利を与えると宣言する国

(3) 本条の適用上、船舶及び航空機は、それらが登録された国の船舶及び航空機であるとみなされ、陸上車両はその所有者が通常居住する国の車両であるとみなされる。

第53条 1919年公告第136号に基づいて登録された特許及び意匠

特許又は意匠が、本法の施行開始日において、1919年9月30日の公告第136号に基づいて登録されている場合、特許又は意匠は、本法の施行開始日から、本法に基づいて付与され、又は登録されたと同様の効力及び有効性を有するものとみなされ、かつ、本法の規定によってあらゆる点において従うものとする。

ただし、当該特許の付与又は当該意匠の登録が有効であるものとする期間は、当該特許が初めに付与され、又は意匠が登録された国の法律に基づいて、付与又は登録が有効である期間

を超えないものとする。

第54条 オットマン特許

本法の規定に拘らず、1918年1月1日より前にオットマン特許法に基づいて付与されたオットマン特許の特許権者は、本法の施行開始日から12月以内に1919年9月30日の公告第136号の規定を遵守して、特許登録局に当該特許を登録することができる。当該登録された如何なる特許も本法の施行日より前に当該公告に基づいて登録されたのと同様の効力を有するものとみなされる。

第55条 違法行為

(1) 本法に基づいて保管されている登録簿において、虚偽の登録をし、若しくはさせた者、当該登録簿の登録事項の写しであると詐称する書面を作成し、若しくは作成させた者又は当該登録事項若しくは書面が虚偽であると知りながら、それを証拠として当該書面を提出する者は、違法行為の責めを負い、拘禁1年又は100ポンドの罰金を科されるものとする。

(2) 何人もその者によって販売された物品が特許付与された物品であると虚偽に表示し、又はその者によって販売された物品に適用されている意匠が登録済であると虚偽に説明するときは、違法行為の責めを負い、10ポンドの罰金を科される。

(3) 何人も、「特許」、「特許付与済」、「登録済」の語若しくは当該物品が特許付与され、若しくはそこに適用されている意匠が登録されていることを表現し、若しくは示唆する語を押印、刻印、銘記又は別の形で貼付した物品を販売するときは、本条の適用上、当該物品が特許付与された物品であり、又はそこに適用された意匠が登録意匠であることを表示しているとみなされるものとする。

(4) 何人も、意匠権が満了した後、意匠が適用された物品に、「登録済」の語又は当該意匠に存続している意匠権があること示唆する語を加え、又は加えさせたときは、違法行為の責めを負い、25ポンドの罰金を科される。

(5) 本条に基づく違法行為の審理に適する裁判所は、当該違法行為若しくはその一部を構成する行為が犯された場所又は被告若しくは被告の一部が居住し、若しくは事業を営んでいる場所のどちらかの地方裁判所とする。

(6) 本条の如何なる規定も、本条が適用する行為の被害者が、その損害に関して差止命令及び／又は損害賠償による救済措置を得るための訴訟手続をとることを、当該手続がとられた行為に関して本条に基づいて刑法上起訴されることが出来る者に対して、如何なる形態の刑事手続による起訴へ導く若しくは導くことを意図する情報を与え又は措置をとったか否かに拘らず、妨げない。

第56条 規則

(1) 登録官は、法務大臣の認可を伴って、本法の規定に従うことを条件として、次の事項について一般規則を定めることができ、かつ、自己が便宜的であると考えるものごとを行うことができる。

(その1) 本法に基づく登録の実務を規則化すること

(その2) 意匠の適用上、商品を分類すること

(その3) 明細書、図面及びその他の書類の副本を作成し、又は請求すること

(その4) 適切と認める価格及び方法で、明細書、図面及びその他の書類の写しを発行し、販売することを保証し、規則化すること

(その5) 特許登録局において明細書及びその他の書類の索引及び要約を作成し、印刷し、発行し及び販売すること、並びに索引、要約及びその他の書類を閲覧に供することを保証し、規則化すること

(その6) 本法に基づく特許代理人の登録簿の保管を規則化すること

(その7) 特許付与、意匠登録及びそれに係る出願並びに本法に基づく特許及び意匠に関連するその他の事項に関して納付される手数料を定めること

(2) 本条に基づいて作成される規則は Reshumot において公告されるものとする。

第5部 特別緊急規定

第57条 第5部の適用

この部は、法律及び行政法 5708 - 1948 の第9条(a)に基づく宣言によってイスラエルにおいて緊急事態が存在する期間にのみ適用される。

第58条 特許付与及び意匠登録の制限

特許付与又は意匠登録の出願が登録官に提出される場合、防衛大臣は、国家防衛に必要であるとみなすとき及び法務大臣との協議の後、登録官に対して、出願に関する行為の実施を控え又は実施を延期するように指示することができる。また、防衛大臣は前記協議の後、出願の主題に係る情報の公表又は当該情報を特定の者若しくは特定の階級の者に伝達することを禁止し、又は制限する指示を発令することができる。本条に基づいて発令された指示の写しは出願人に送達されるものとする。

第59条 審判請求

- (1) 防衛大臣が第58条に基づいて指示を発令する場合、出願人は第60条に基づいて任命された審判請求委員会に、当該指示に対する審判請求を申し立てることができる。
- (2) 審判請求は3部の写しによって登録官を通じて提出されるものとし、そのうちの1部は登録官によって防衛大臣に転送されるものとする。
- (3) 審判請求の提出は、当該指示の実施を停止しないものとする。
- (4) 審判請求委員会は、変更の有無に拘らず、当該指示を確認し、又は取り消すことができる。
- (5) 審判請求は、如何なる時でも提出することができ、以前の審判請求が既に決定された場合であっても、追加で審判請求を随時提出することができる。ただし、委員会は、自身の見解において追加の審判請求が不当であると考える場合、審判請求人に費用の支払を命じることができる。

第60条 審判請求委員会

- (1) 法務大臣はこの部の適用上、審判請求委員会を任命するものとする。
- (2) 審判請求委員会は、3名から構成されるものとする。委員長は最高裁判所裁判官とし、かつ、構成員の1名は防衛大臣の推薦によって任命されるものとする。
- (3) 審判請求委員会の任命通知及びその宛先は、Reshumot において公告されるものとする。

第61条 外国出願の提出制限

イスラエル国民及びイスラエルに忠誠を誓う者は、兵器若しくは弾薬又は軍事的価値のある発明に関する特許付与又は意匠登録を外国で出願してはならない。ただし、以下の場合を除く。

- (その1) 出願人が防衛大臣から事前に許可を得ていた場合、又は
- (その2) 出願人がイスラエルにおいて同一の事項に関する特許付与又は意匠登録出願をしており、第58条に基づく指示を防衛大臣が発令することなしに、当該出願日から3月が経過した場合、又は

(その3) 出願人がイスラエルにおいて同一の主題に関する特許付与又は意匠登録出願をしており、第58条に基づく指示が防衛大臣によって発令されていたが、審判請求委員会によって取り消されていた場合

第62条 発明の使用許可

(1) 政府は、政府部門又はイスラエルとの契約に基づいて行動する者に、かかる使用が以下の目的の1のために必要であることに納得する場合、特許が付与されているか否かに拘らず、特許付与の出願が提出された発明の使用を許可することができ、又は登録済か否かに拘らず、本法に基づいて、意匠登録出願された意匠の使用を許可することができる。

(その1) 国家の防衛

(その2) 欠くことのできない供給及び役務の維持

(2) 契約の実施を保証し、又は容易にするために必要な場合を除いて、政府は、イスラエルとの契約に基づいて行動する者に(1)に基づく許可を付与してはならない。

第63条 補償

第58条に基づく指示が発令された場合、財務省は発明者又は権原の承継人に、第65条にいう言及された補償・ロイヤルティ委員会がその裁量で決定する補償金を支払うものとする。

第64条 ロイヤルティ

(1) 発明又は意匠の使用許可が第62条に基づいて付与された場合、財務省又は許可が付与された者は、当該発明又は意匠に関して慣習的なロイヤルティを支払うものとする。支払は発明者、また特許が当該発明に関して付与されている場合は、特許権者若しくは排他的実施権者又はその両方に、場合に応じて支払われるものとする。

(2) 慣習的なロイヤルティの額に関して見解の相違が生じる場合、司法長官又はロイヤルティを主張する者の請求によって、当該疑義は、第65条にいう補償・ロイヤルティ委員会によって決定されるものとする。

第65条 補償・ロイヤルティ委員会

(1) 第63条に基づく補償又は第64条に基づくロイヤルティの支払を決定する特別委員会(「補償・ロイヤルティ委員会」という)を設立し、それらに関する如何なる主張も裁判所又は審判機関は考慮しないものとする。

(2) あらゆる主張は登録官を通じて補償・ロイヤルティ委員会に提出されるものとする。

(3) 補償・ロイヤルティ委員会の決定は最終的なものとする。

(4) 補償・ロイヤルティ委員会は以下の者から構成されるものとする。

(その1) 法務大臣によって、委員長として任命される最高裁判所裁判官

(その2) 登録官

(その3) エルサレムのヘブライ大学、ハイファのヘブライ技術研究所又はレホヴオトのワイツマン科学研究所の教員の中から法務大臣によって任命される1名の構成員

第66条 委員会手続

(1) 法務大臣は、審判請求委員会又は補償・ロイヤルティ委員会(本条では相方を「委員会」

という)の手続を規定する規則を作成することができる。

(2) 各委員会はこの部又は(1)に基づいて作成された規則において規定されていない限り、自身の手続を決定するものとする。

(3) 各委員会は以下について管轄権を有するものとする。

(その 1) 宣誓又は別の形態で証言し、所有する書類を提出するために委員会に出頭するように召喚すること。ただし、何人も、司法裁判所において証言又は提出することを必要とされていなかったはずの証言をし又は書類を提出することを必要とされないものとする。

(その 2) (a)に基づいて召喚されたが出頭しなかった者の出席を強制する命令を行うこと、その者に欠席によって生じた費用の支払を命じること及び 10 ポンド以下の罰金を科すこと。

(その 3) 司法裁判所において不適格なものであっても、書面又は口頭による証拠を受理すること。

(その 4) (a)に基づく召喚に応じて委員会に出頭した者に出頭手当を支払うことを命じること。

(その 5) 委員会の会合を公開又は非公開とすること。

第 67 条 ペナルティ

(1) 何人も、第 58 条に基づいて発令された指令に違反して情報を公表若しくは伝達したとき、又は第 61 条に違反したときは、2 年以下の期間の拘禁若しくは 5,000 ポンド以下の罰金又はその両方のペナルティを併科されるものとする。

(2) (1)に基づく起訴は、司法長官若しくはその代理人によるか又は司法長官の書面による同意によることを除き、提起されないものとする。

第 68 条 特定条文の効果の停止

この部が施行されている間は、第 9 条及び第 39 条ただし書は適用されないものとする。